

青森大学危機管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学危機管理に関する規則第6条に基づき、青森大学危機管理委員会（以下、「委員会という」）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の危機管理に関する事項
- (2) その他、全学的な危機管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 教務委員会委員長
- (5) 事務局長
- (6) その他、委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員長は、学長をもって充てる。

(副委員長)

第5条 副委員長は、学長が指名する。

- 2 委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会務を総理する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席にて成立する。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。